

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 愛島名取線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
名取市飯野坂四丁目四一五番一地先から 同市飯野坂一丁目三五二番四地先まで				前		六・三 八・四		四六八・三		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後		一・二・〇〇 六・三 八・四		一、二三八・〇 四六八・三		
A		B		一四・〇 四六・五		一、二二三・〇				

○宮城県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年一月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年十二月四日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地二	理事
平成二十八年十二月四日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地	理事
平成二十八年十二月四日	浦山 太吉	加美郡色麻町大字下新町北四十四番地十五	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年十二月四日	伊藤 惠一	加美郡色麻町大字下新町六十番地	理事
平成二十八年十二月四日	早坂 享	加美郡色麻町大字上本町四十六番地一	理事
平成二十八年十二月四日	渡邊 善之助	黒川郡大衡村大瓜字四反田四十番地	理事
平成二十八年十二月四日	遠藤 秀悦	黒川郡大衡村大衡字松本三十四番地	理事
平成二十八年十二月四日	横橋 幸一	黒川郡大衡村大衡字平林九十二番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十九年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年十二月三日	跡部 昌洋	黒川郡大衡村駒場字上推路三十七番地	理事
平成二十八年十二月三日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一番地一	理事
平成二十八年十二月三日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地二	理事
平成二十八年十二月三日	早坂 良博	加美郡色麻町大字小原沢八番地	理事
平成二十八年十二月三日	堀籠 龍哉	黒川郡大衡村大瓜字中島四十八番地	理事
平成二十八年十二月三日	松井 正記	加美郡色麻町大字下本町二十六番地	理事
平成二十八年十二月三日	渡邊 一正	黒川郡大衡村大衡字小杓掛四十八番地	理事
平成二十八年十二月三日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地	理事
平成二十八年十二月三日	高橋 一郎	黒川郡大衡村大衡字松本二番地	理事

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（ペラミビル水和物 百七十四・七ミリグラム）三万四千八百バイアル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部業務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年十二月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 塩野義製薬株式会社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目一番八号

五 契約金額 三千七百七十七万七千七百七十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○県営伊豆沼2工区地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十九年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営伊豆沼2工区地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年一月十三日から平成二十九年二月十日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年二月十日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長あて提出してください。

送付先 〒九八七-〇五一 登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇-五

電子メールアドレス e t i m n n b k t @ P r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、登米市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませすので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市東田中一丁目二百三十六番四、二百四十二番十九、二百五十二番二

仙台市青葉区花京院二丁目一番五号

有限会社インテム

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

柴田郡川崎町大字川内字北川原山二百二十八番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

川崎町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城郡七ヶ浜町境山二丁目百一番百三十四、百一番百三十五、百一番百六十五、百一番百六十六

塩竈市旭町二番十七号

—
株式会社八島商事